

令和8年度 第3回戸田市総合介護福祉市民協議会 会議次第

日時：令和8年7月28日（火）

13時30分～15時00分

場所：戸田市文化会館 302会議室

1 開 会

2 協議事項

（1）地域密着型サービス事業所の新規指定について【資料1】

（2）第10期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（骨子案）について

【資料2】

（3）その他

3 閉 会

令和 8 年度地域密着型サービス事業所の指定について

1 新規指定

地域密着型通所介護

譲受法人名	事業所名	事業所所在地	指定年月日（予定）
有限会社エム・ピー・ ケアサービス	もみじ 戸田公園	戸田市下前 2-12-11	令和 8 年 9 月 1 日

※ 地域密着型通所介護の事業所「デイサービス本舗戸田公園」の運営法人が事業譲渡を行い、当該事業所の運営主体が変更となることから、新規に申請・指定を行う必要があるために審議を行う。

第 10 期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推

進計画 骨子案

現行の第 9 期計画の構成を踏襲しつつ、介護保険制度改正等の動向にもとづく変更を加える。また、令和 5 年 6 月に成立した認知症基本法において、市町村の「認知症施策推進計画」の策定が努力義務化されたことを踏まえ、第 10 期計画からは、認知症施策推進計画を包含し、一体的に策定することを提案する。なお、第 10 期計画の構成については、次の通り提案する。

第 1 章 計画の策定にあたって

現行計画の「第 1 章 計画の策定にあたって」の内容を基本としつつ、表現の変更や一部項目の他章への移動を加え、次の内容を記載します。

<第 1 章構成>

1. 計画策定の背景／2. 計画の性格と位置づけ／3. 計画期間／4. 計画の策定経過／5. 第 9 期計画の取組（成果）と課題

1. 計画策定の背景（現行計画「1. 計画策定の背景」に相当）

- 我が国では高齢化が進行している。
- 戸田市においても高齢化が進行し、さらなる高齢化が予想されている。
- 戸田市では、これまで第 7 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画から、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んできた。
- 第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画までは団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年（2025）を見据えて計画を策定してきたが、第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に引き続き、新たに高齢者人口がピークを迎える令和 22（2040）年を見据えた計画として、第 10 期計画を策定する。

2. 計画の性格と位置づけ（現行計画「2. 計画の性格と位置づけ」に相当）

- 老人福祉法に基づく高齢者福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画の両計画を一体的に策定する。
- 戸田市第 5 次総合振興計画や戸田市地域福祉計画、国の方針や県計画との整合を図る。上位計画や関連計画との関係を示す。

3. 計画期間（現行計画「3. 計画の期間」に相当）

- 計画の期間は、令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までの3年間とする。

4. 計画の策定経過（現行計画の「4. 計画の策定経過」に相当。）

- 計画の策定過程において実施した主要事項を記載する。
（例）戸田市総合介護福祉市民協議会の審議経過／高齢者等実態把握調査の実施概要／パブリックコメントの実施概要／日常生活圏域の設定

5. 第9期計画の取組（成果）と課題（現行計画「5. 第8期計画の取組（成果）と課題」に相当）

- 令和22年（2040年）を見据えた中長期的な取組の第1期として、地域包括ケアシステムの強化に関する5つの施策の取組状況と課題について記載する。
施策1. 介護予防・日常生活支援総合の推進／
施策2. 生活支援体制整備の推進／施策3. 認知症施策の推進／
施策4. 在宅医療・介護の連携推進／
施策5. 地域包括支援センターの機能強化

第2章 戸田市の現状と課題

現行計画の「第2章 戸田市の現状」の内容を充実し、次の内容を記載します。

<第2章構成>

1. 統計からみる現状／2. アンケート結果からみる現状

1. 統計からみる現状（現行計画「1. 統計からみる現状」に相当）

- 高齢者人口や要介護認定者数等の状況がわかるデータを掲載する。
（例）人口の推移と推計／第1号・第2号被保険者数の推移と推計／高齢化率の推移と推計／要介護認定者数の推移／介護保険サービス給付費等の推移など

2. アンケート結果からみる現状（現行計画「2. アンケート結果からみる現状」に相当）

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査をもとに、主なアンケート結果を記載する。
（例）介護・介助の必要性／外出頻度の減少／主な介護者の就労継続など

第3章 計画の基本的な考え方

現行計画の「第3章 計画の基本的な考え方」に相当し、次の内容を記載します。

<第3章構成>

1. 戸田市のめざす高齢社会像／2. 第10期計画の基本方針／3. 第10期計画における重点施策

1. 戸田市のめざす高齢社会像（現行計画「1. 戸田市のめざす高齢社会像」に相当）
これまでの地域包括ケア計画の基本理念を継承し、次のように掲げる。

「いつでも・どこでも・だれでも

1 いきいきと暮らす 2 すこやかに暮らす 3 安心して暮らす」

2. 第10期計画の基本方針（現行計画「2. 第9期計画の基本方針」に相当）

<基本方針>「地域包括ケアシステムの深化・推進」

- 基本目標1. 地域における高齢者の支援体制づくり
- 基本目標2. 介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備
- 基本目標3. 生きがいをもち安心して暮らせる地域づくり

3. 第10期計画における重点施策（現行計画の「3. 第9期計画策定における重点施策」に相当）

- 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 認知症施策の推進
- 介護サービス事業者の支援と介護人材確保・生産性向上
- 高齢者福祉サービスの適正化
- シニアの社会参加の推進
- 成年後見制度の利用促進

第4章 具体的な施策の展開

現行計画の「第4章 具体的な施策の展開」に相当し、3つの基本目標ごとに、施策を位置づけ、実施内容を記載します。

基本目標1. 地域における高齢者の支援体制づくり

基本目標2. 介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備

基本目標3. 生きがいをもち安心して暮らせる地域づくり

第5章 高齢者福祉サービスの推進

現行計画の「第5章 高齢者福祉サービスの推進」に相当し、高齢者福祉サービス、生きがいサービス等の概要と事業の実績及び見込値等について記載します。

＜第5章構成＞

1. 高齢者福祉サービス／2. 生きがいサービス／3. 施設等の整備等

第6章 介護保険事業の見通し

現行計画の「第6章 介護保険事業の見通し」に相当し、介護保険制度の概要や事業状況、各サービスの現状と今後の見込等について記載します。

＜第6章構成＞

1. 介護保険制度の概要／2. 介護保険事業状況／3. 介護保険サービスの現状と今後の見込み／4. 介護離職ゼロに向けた取組み／5. 第10期介護保険事業計画の推計

第7章 戸田市認知症施策推進計画

令和5年6月に成立した認知症基本法を踏まえ、第10期計画から新たに設ける章です。認知症施策推進計画として、認知症に関する現状と課題を整理するとともに、めざす地域社会像、計画の基本的な考え方及び施策の展開について記載します。

＜第7章構成＞

1. 背景及び趣 新たに設ける計画のため、構成について検討中です。 について／5. 施策の展開

第8章 計画の推進にあたって

現行計画の「第7章 計画の推進にあたって」に相当し、進行管理と点検・評価等について記載します。

＜第8章構成＞

1. 進行管理と点検・評価／2. 一体的な保健福祉サービスの提供体制の整備

資料編

現行計画の「資料編」に相当し、戸田市総合介護福祉市民協議会の開催経過、用語集等を掲載します。

第10期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景
2. 計画の性格と位置づけ
 - (1) 計画の性格
 - (2) 法的位置づけ
 - (3) 本計画の位置づけ
3. 計画期間
4. 計画の策定経過
 - (1) 戸田市総合介護福祉市民協議会
 - (2) 高齢者等実態把握調査の実施
 - (3) パブリック・コメントの実施
 - (4) 日常生活圏域の設定
5. 第9期計画取組（成果）と課題
 - (1) 地域包括ケアシステムの強化
 - (2) 高齢者福祉サービスの適正化
 - (3) 総括

第2章 戸田市の現状

1. 統計からみる現状
 - (1) 人口の推移と推計
 - (2) 高齢者世帯の状況
 - (3) 高齢者の就業状況
 - (4) 要介護認定者の推移
 - (5) 介護保険サービス給付費等の推移
2. アンケート結果からみる現状

- (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ（一般高齢者ニーズ）調査
- (2) 在宅介護実態調査

第3章 計画の基本的な考え方

- 1. 戸田市のめざす高齢社会像
 - (1) 基本理念
- 2. 第10期計画の基本方針
 - (1) 基本方針・基本目標
 - (2) 施策体系
- 3. 第10期計画における重点施策
 - (1) 地域包括ケアシステムの強化
 - (2) 認知症施策の推進
 - (3) 介護サービス事業者の支援と介護人材確保・生産性向上
 - (4) 高齢者福祉サービスの適正化
 - (5) シニアの社会参加の推進
 - (6) 成年後見制度の利用促進

第4章 具体的な施策の展開

基本目標1. 地域における高齢者の支援体制づくり

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- (2) 生活支援サービスの推進
- (3) 認知症施策の推進
- (4) 在宅医療・介護の連携推進
- (5) 地域包括支援センターの機能強化

基本目標2. 介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備

- (1) 介護保険サービスの充実
- (2) 適正な介護保険サービスの維持と推進
- (3) 高齢者の生活支援体制の整備

基本目標3. 生きがいをもち安心して暮らせる地域づくり

- (1) 高齢者の活躍推進 「戸田市シニア社会参加推進プラン」
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 地域活動・地域交流の支援
- (4) 地域居住のための支援
- (5) 高齢者の権利擁護の推進 「戸田市成年後見制度利用促進基本計画」

第5章 高齢者福祉サービスの推進

- 1. 高齢者福祉サービス
 - (1) 高齢者福祉サービスの推進
- 2. 生きがいサービス
 - (1) 生きがいサービスの推進
- 3. 施設等の整備等

第6章 介護保険事業の見通し

- 1. 介護保険制度の概要
 - (1) 介護保険制度
 - (2) 制度を支える仕組みと役割
 - (3) 介護保険料
- 2. 介護保険事業状況
 - (1) 人口の推移と推計【再掲】
 - (2) 認定者数の推移と推計
 - (3) 介護保険給付実績
- 3. 介護保険サービスの現状と今後の見込み
 - (1) 居宅サービス
 - (2) 地域密着型サービス
 - (3) 施設サービス
- 4. 介護離職ゼロに向けた取組み
- 5. 第10期介護保険事業計画の推計

- (1) 給付費の推計
- (2) 介護保険料の見込み

第7章 戸田市認知症施策推進計画

- 1. 背景及び趣旨
- 2. 認知症に関する状況
- 3. めざす地域社会像
- 4. 計画について
- 5. 施策の展開

第8章 計画の推進にあたって

- 1. 進行管理と点検・評価
 - (1) 進行管理と評価
 - (2) 計画の実施状況の公表
- 2. 一体的な保健福祉サービスの提供体制の整備
 - (1) 保健・医療・介護・福祉の連携
 - (2) 庁内組織の連携
 - (3) 地域住民や関係機関との連携

資料編

- 1. 戸田市総合介護福祉市民協議会関係
- 2. 地域包括支援センターの活動状況
 - (1) 相談の状況
 - (2) 指定介護予防事業の状況
 - (3) 介護予防ケアマネジメントの状況
 - (4) 認知症地域支援推進員の活動状況

3. 用語集

第10期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

方向性

基本理念

いつでも・どこでも・だれでも

1 いきいきと暮らす 2 すこやかに暮らす 3 安心して暮らす

基本方針

地域包括ケアシステムの深化・推進

基本目標

1. 地域における高齢者の支援体制づくり
2. 介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備
3. 生きがいをもち安心して暮らせる地域づくり

(2) 施策体系

	基本目標	施策の方向	基本施策
地域包括ケアシステムの深化・推進	〈基本目標１〉 地域における高齢者の支援体制づくり【５つの柱】	(１) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	①サービス・活動事業の推進 ②介護予防事業の推進
		(２) 生活支援体制整備事業の推進	①生活支援体制整備事業の推進
		(３) 認知症施策の推進	①認知症への理解を深める ②認知症支援体制の整備
		(４) 在宅医療・介護の連携推進	①医療・介護の情報共有 ②連携体制の整備・推進
		(５) 地域包括支援センターの機能強化	①地域ケア会議の強化 ②総合相談支援の充実 ③ケアマネジメントの充実 ④権利擁護支援の促進 ⑤包括的・継続的なケアマネジメントの充実
	〈基本目標２〉 介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備	(１) 介護保険サービスの充実	①介護給付サービスの提供 ②予防給付サービスの提供 ③介護保険サービスの基盤整備 ④地域密着型サービスの提供 ⑤相談窓口の充実 ⑥家族介護支援
		(２) 適正な介護保険サービスの維持と推進	①介護給付費の適正化の推進 ②介護事業者支援の推進と介護人材確保・生産性向上
		(３) 高齢者の生活支援体制の整備	①高齢者福祉サービスの整備 ②高齢者福祉サービスの周知活動の実施
		(４) 高齢者の活躍推進	①活動機会の拡充 ②就労機会の拡大
		(５) 健康づくりの推進	①健康づくり支援の充実
	〈基本目標３〉 生きがいもち安心して暮らせる地域づくり	(１) 地域活動・地域交流の支援	①地域福祉活動の活性化 ②交流・理解の促進
		(２) 地域居住のための支援	①バリアフリーの推進 ②安心・安全な生活環境づくり
		(３) 高齢者の権利擁護の推進	①成年後見制度の利用促進 ②ケースワーク体制の充実

第９期計画での
取り組み内容と
取り組んでの
課題を踏まえて、
基本施策について
調整中です。

第10期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

重点施策

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険法（平成9年法律第123号）が平成12年4月1日に施行され、介護保険サービスの導入から既に20年が経過しています。各市町村は、高齢者の多様なニーズに応えるため、地域包括支援センターの設置や、介護予防事業の開始、認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）をはじめとした地域密着型サービスの導入など、サービスの充実を図ってきました。

その中で、開始当初からの基本理念として、介護保険法第4条では国民の努力及び義務として、「介護予防のために健康保持増進に取組み、要介護状態になってもサービスを利用して能力維持向上に努めること」が、また、第5条では国及び市町村の責務として「被保険者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように、医療及び居住に関する施策と連携を図りつつ包括的に施策を推進すること」が掲げられています。

また、平成30年4月1日に施行（一部は8月1日施行）された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」においては、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されることを目指し、『Ⅰ 地域包括ケアシステムの深化・推進』と『Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保』という大きな方向性が示されています。

特に、『Ⅰ 地域包括ケアシステムの深化・推進』においては、「1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進」、「2 医療・介護の連携の推進」、「3 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進」といった取組みが示され、これまで以上に市町村が保険者機能を強化し、要介護度改善に向けた具体的な成果を上げることや、医療と介護のさらなる連携、行政と地域住民が協働し、高齢者に限らず、障がいのある人も含め、福祉的なサポートを必要とする人を地域で互いに支え合っていく地域共生の仕組みづくりを推進していくことが求められています。

さらに、令和3年4月1日に施行された「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築」や「地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進」などが求められています。

第9期計画においては、計画期間中に団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年（令和7年）を迎えました。今後は、団塊ジュニア世代が高齢期を迎え、高齢者人口がピークとなる2040年（令和22年）を見据え、生産年齢人口の減少、介護人材不足、社会保障費の増大などへの対応が求められています。

第10期計画においては、第9期計画の取組を継承しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「医療」「介護」「住まい」「介護予防」「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ります。また、多様な主体との連携による支え合いの仕組みづくりを進めるとともに、地域共生社会の実現に向けた取組、データを活用した施策評価、人材確保及び生産性向上の取組を推進します。

（２）認知症施策の推進

認知症は誰もがなり得るものであり、高齢化の進展に伴い認知症の人の増加が見込まれています。国では、認知症基本法及び認知症施策推進基本計画に基づき、認知症の本人及び家族の視点を重視しながら、「共生社会の実現」を目指した施策を推進しています。

第 10 期計画では、戸田市認知症とともに生きるあたかいまちづくり条例の趣旨を踏まえ、認知症の本人の意思及び尊厳が尊重され、認知症があっても希望を持って地域で暮らし続けることができる共生社会の実現を目指します。

また、認知症基本法では、市町村による認知症施策推進計画の策定が努力義務とされたことを踏まえ、本市では「戸田市認知症施策推進計画」を第 10 期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画と一体的に策定し、認知症施策を総合的かつ計画的な推進を図ります。

（３）介護サービス事業者の支援と介護人材確保・生産性向上

今後、少子高齢化の進展に伴い、介護サービス需要の増加が見込まれる一方で、生産年齢人口の減少により介護人材不足の深刻化が懸念されています。

本市においても、介護現場における介護従事者の確保及び定着といった人材不足が問題となっていることから、第 10 期計画では、介護サービス事業者への支援を継続するとともに、介護従事者が受講する研修費用の一部補助による人材確保及び育成、また第 9 期計画から継続して介護ロボットや AI 等の導入による介護テックの推進による業務の効率化や介護現場の生産性向上を図ることで、持続可能な介護サービス提供体制の構築を目指します。

（４）高齢者福祉サービスの適正化

高齢者福祉サービスについては、必要に応じて随時見直しを行ってきましたが、高齢者人口の増加に伴い、事業費全体として増加していくことが見込まれます。

そのため、第 10 期計画では、高齢者のニーズや地域課題を踏まえながら、サービスの利用実績や効果を検証し、持続可能な制度運営の観点から適切な見直しを行います。

また、新たなニーズへの対応や適正な受益者負担についても検討しながら、高齢者福祉サービスの充実を図ります。

（５）シニアの社会参加の推進

国では、少子高齢化により、2035 年（令和 17 年）には人口の約 3 分の 1 が高齢者になると見込まれており、社会保障費の増加など、今後解決していかなければならない課題は多く発生することが予想されます。

このような状況においては、やがて人口の約 3 分の 1 を占めることになる高齢者が、現役時代にそうであったように「社会の主役」として活躍し、生きがいをもって健康に生きられる環境づくりをさらに推進することが重要です。

第 10 期計画では、高齢者の就労、ボランティア活動、地域活動、生涯学習等への参加を促進するとともに、多様な活動機会の創出や情報発信の充実を図ります。

また、高齢者が地域社会を支える担い手として活躍できる環境づくりを進めることにより、健康寿命の延伸及び地域活力の向上を目指します。

（６）成年後見制度の利用促進

認知症高齢者や単身高齢者世帯の増加に伴い、高齢者の権利擁護の重要性はますます高まっています。

成年後見制度の利用は、権利擁護の一つの手法として有用ですが、制度の複雑さなどから利用が進んでいない状況があります。また、適切な福祉サービスの利用や親族との関係性など、高齢者を取り巻く課題も複雑化しており、成年後見人等への支援に関する需要も増加しています。

そのため、第 10 期計画では、成年後見制度に係る周知・啓発や相談支援、成年後見人等への支援を継続するとともに、判断能力が低下した高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域連携ネットワークを活用して関係機関との連携強化を図りながら、意思決定支援を含めた権利擁護施策を推進します。

戸田市認知症施策推進計画について(案) ～第10期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画との一体的策定～

◆ 本市の方向性

国の認知症基本法において、市による認知症施策推進計画の策定が努力義務とされたことを踏まえ、本市では「戸田市認知症施策推進計画」を第10期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画と一体的に策定し、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

第10期 戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
高齢者福祉施策・介護保険事業全般

戸田市認知症施策推進計画
認知症基本法第13条に基づく市町村計画

◆ 戸田市認知症施策推進計画の枠組み(施策体系)(案)

めざす地域社会像 認知症になっても、本人の意思が尊重され、
住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる、
あたたかいまち・とだ

基本理念

- ①自分ごととして行動
- ②差別・偏見のない地域
- ③本人の意思尊重
- ④本人・家族が孤立しない
- ⑤本人の参画

施策の柱(案)

- 施策1 正しい理解の推進
施策2 安心・安全な地域づくり
施策3 認知症の人の社会参加の支援
施策4 意思決定支援及び権利利益の保護
施策5 医療・福祉サービスの提供体制の整備
施策6 相談・支援体制の整備
施策7 認知症の予防等

◆ 国の考え方(認知症施策推進基本計画より抜粋)

- 認知症施策の推進に当たっては、地域の実情や特性に即した多様な取組を実施することが重要である。
- 市町村においては、国の基本計画及び都道府県計画を基本としつつ、実情に即した市町村計画を策定し、創意工夫した具体的な施策を規定するよう努める。
- 計画に定める内容が介護保険事業(支援)計画等の既存の行政計画と重複する場合、これらを一体のものとして策定して差し支えない。

※「新しい認知症観」

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になっても、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

◆ 近隣市の策定状況

市名	策定状況	策定方法
さいたま市	策定済み	第9期計画と一体的に策定済み
川口市	策定予定	第10期計画と一体的に策定
蕨市	策定予定	第10期計画と一体的に策定
戸田市(本市)	策定予定	第10期計画と一体的に策定

令和8年度 戸田市総合介護福祉市民協議会スケジュール

令和8年7月28日

日程(案)		協議内容等(案)	
		第10期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定	その他
第1回	4月28日(火) 13:30～ 大会議室A	①第9期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画実施後の報告について ②第10期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の諮問について ③介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果について	
第2回	5月27日(水) 13:30～ 大会議室A	①第10期計画策定における国の基本方針等について ②地域包括ケアシステムの進捗状況及び第10期計画の方向性について ③介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(在宅介護分)の結果について	
第3回	7月28日(火) 13:30～ 戸田市文化会館 302会議室	①第10期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(骨子案)について	①地域密着型サービス事業所の新規指定について ・もみじ戸田公園(地域密着型通所介護:9/1新規)
第4回	9月25日(金) 13:30～ 501会議室	①第10期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)について ②パブリックコメントの実施について	①令和8年度地域密着型サービス事業所の指定について ・デイサービスセンターもみじ(地域密着型通所介護:11/1更新)
-	10月中旬～ 11月下旬	パブリックコメントの実施(1か月間)	-
第5回	12月16日(水) 13:30～ 大会議室C	①パブリックコメントの実施結果について ②第10期介護保険料の算出について	
第6回	1月25日(月) 13:30～ 大会議室A	①第10期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)について	①令和8年度地域密着型サービス事業所の指定について ・スマイルデイサービス・結(地域密着型通所介護:R9/4/1更新) ・デイサービスセンターくつろぎの家2号館 (地域密着型通所介護:R9/6/1更新) ・デイサービスセンター美笹の湯(地域密着型通所介護:R9/7/1更新)
-	3月上旬	第10期計画の策定に係る答申	-